



消費生活 サポーター通信

令和4年度第7号

今月のテーマ

住宅リフォームの トラブルに注意！

事例



- ・家のリフォームをしようと思い、ネットで検索し、**一番安い業者に**工事費用**200万円**で発注した。
- ・契約時に**150万円支払い**、残り**50万円**は**工事完成後に支払う**ことになった。
- ・契約して数日後、「材料の発注が出来ず、**工事が進められないので、残りの50万円を払ってほしい**」と言われ、やむを得ず**50万円**を支払った。
- ・工事が半分ほど進んだところで**業者が来なくなり**、業者に電話しても電話には出ず、一向に**工事が再開されない**。

アドバイス



全額前払いさせる業者とは契約しない

・代金の支払い方法は、工事前、工事完了後の2分割、または工事の中間を含めた3分割などで支払うことが一般的です。全額前払いさせる業者との契約は避けましょう。



業者選びは慎重に！！

・ネットに掲載された情報だけで判断せず、検索した業者が所在地に実在するか、工事実績があるかなど情報収集し、慎重に業者を選びましょう。

重要!

業者選びに困った時は...

リフォーム業者選びや見積もりが適正かなどを相談できる『**住みいるダイヤル**』などの専門相談機関を利用しましょう。

また、工期の遅延や中断に備えて、約款に遅延補償条項があるか確認したり、完成保証制度の利用について事業者を確認しましょう。

住みいるダイヤル 【電話:0570-016-100】



◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし

いやや
188



(お近くの消費生活センターにつながります)

令和4年10月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9時~17時30分 土・日・祝日10時~16時 ※年末年始休)

公式LINEに登録してね

友達登録方法

右のQRコードを読み込む



または

LINEの「友だち追加」から
「@638mbqrp」をID検索する

青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
(消費者教育推進大使)
アルミちゃん
君 (T.L. Me)